

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況（道内他市及び道外類似団体※・施行年順）

令和6年4月1日 現在

地方公共団体名		条 例 名	施 行 日	条例の項目																	
				基本理念	地方公共団体の責務	責務 都道府県民（市区町村民）の	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策											その他施策	
									相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理		
都道府県	市区町村																				
千葉県	成田市	成田市犯罪被害者等支援条例	平成18年3月27日	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
北海道	北斗市	北斗市犯罪被害者等支援条例	平成22年4月1日	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－		
岡山県	津山市	津山市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○		
静岡県	藤枝市	藤枝市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－		
兵庫県	三田市	三田市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	－		
佐賀県	唐津市	唐津市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－		
長崎県	諫早市	諫早市犯罪被害者等支援条例	令和3年10月1日	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○		
新潟県	新発田市	新発田市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○		
栃木県	栃木市	栃木市犯罪被害者等支援条例	令和4年9月26日	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○		
栃木県	那須塩原市	那須塩原市犯罪被害者等支援条例	令和4年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○		
北海道	網走市	網走市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－		
山形県	酒田市	酒田市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－		
埼玉県	鴻巣市	鴻巣市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○		
埼玉県	深谷市	深谷市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○		
埼玉県	三郷市	三郷市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－		

資料2-2

※国勢調査に基づいた人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって分類された、同じ分類に属する市町村